



第5次 小山町 男女共同参画社会づくり行動計画

『だれもがともに支えあい、いきいきと暮らせる社会』

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに認め尊重し、支え合うことにより、いきいきと暮らせる環境を形成していく必要があります。そこで、本計画では基本的に前計画を引き継ぎつつ近年の状況を勘案し、第5次総合計画の基本目標である「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」の実現を目指して、次の将来像及び基本目標を設定し、男女共同参画社会づくりに取り組みます。

また、この将来像を実現するために、男女の固定的な役割の意識改革を図るとともに、個々に応じた適切なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を整えられる職場・社会環境を目指します。

＜＜将来像＞＞

『だれもがともに支えあい、いきいきと暮らせる社会』

＜＜基本目標＞＞

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- 2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり
- 3 だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり

＜＜計画期間＞＞

令和4年度(2022年)から令和8年度(2026年)までの5年間

小山町総合計画の改定等、男女共同参画社会づくり行動計画の推進にかかる状況の変化が生じた場合は、速やかに見直しを行うものとします。

＜＜SDGs＞＞

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までの、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のことです。

国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標(SDGs)の一つに、「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。そこで、国際社会がー丸となって男女共同参画の推進に取り組んでいます。本計画は、世界の潮流と歩をあわせて、男女共同参画社会づくりを推進し、よってSDGsの達成に寄与するものです。



＜＜基本計画体系図＞＞

基本目標	施策の方針	施策の方向
1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる	① 広報・意識啓発活動の充実
		② 男女共同参画社会に関する国際的協調
	(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る	① 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進
		② 男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実
2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり	(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる	① 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
		② 職場における男女共同参画の推進
	(2) 地域活動における男女共同参画を促進する	① 地域活動への男女共同参画の推進
		② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進
3 だれもがいいきと安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる	① 男女の平等な雇用機会と待遇の確保
		② 働きたい女性のための就業援助の充実
		③ 多様な就業形態への支援
	(2) 仕事と生活の調和をめざす	① 仕事と育児・介護の両立に対する支援
		② 妊娠・出産・育児に対する支援
		③ ひとり親家庭等への支援
		④ 男性の男女共同参画の促進
	(3) 生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる	① 生きがいと健康づくりの支援
	(4) 性差に関する差別のない社会をめざす	① 性的少数者(LGBT)への理解促進
	(5) 男女間の暴力の根絶をめざす	① 男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進

＜＜施策の基本的方向＞＞

1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

社会の習慣やしきたりの中に根強く残っている性別役割分担意識を解消し、また、男女にとらわれず性的少数者等への理解促進など、あらゆる人の人権尊重のもと、一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会実現のために、あらゆる場面における男女の平等と自立に対する意識の改革をすすめます。

(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる

① 広報・意識啓発活動の充実

ア 町の広報誌やホームページ等を活用し、広く男女共同参画に関する意識啓発に努めます。

イ 男女共同参画に関する講演会を開催し、町民の受講の機会を増やします。

ウ 学校教育における妊娠・出産に関する正しい知識の育成を推進します。

② 男女共同参画社会に関する国際的協調

ア 国際的な視点から見た日本及び他国の現状等に関する情報提供を行い、男女共同参画社会に関する啓発を行います。

イ 学校教育における児童及び生徒の国際理解を深める活動を行います。

(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る

① 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進

ア 家庭教育学級において、母親以外の参加者層の拡大をはかるとともに、男女共同参画を取り上げるなど、学習内容の充実を図ります。

イ 妊娠出産について、夫の協力や理解を深めるための学習機会を提供し、夫婦での子育ての推進を図ります。

ウ 生涯にわたる男女共同参画の意識啓発に努め、性別にとらわれない人権思想の啓発を行います。



エ 町内事業所に対し、男女が平等に参画できる機会が確保できるよう啓発を行い、就職や職場における女性活躍の推進について啓発を行うとともに、職場内での意識の向上を図ります。

② 男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実

- ア 男女差別、いじめ問題など、人権問題の解消を目指して相互に理解しあう男女平等教育を推進します。
- イ 児童や生徒、一人ひとりの希望や個性、能力を尊重した教育の実施・進路指導や生活指導に努めます。
- ウ PTA活動等、学校行事における男性の参加と方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。
- エ 家族の一員として、男女が相互に協働しながら家庭生活を営む能力と態度を育てる学習を推進します。
- オ 教育現場において、教職員等に対し男女平等及び男女共同参画に関する啓発を行います。

2 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり

男女共同参画に対する理解を促進するとともに、さまざまな政策や方針を決定する場に、女性が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめます。

(1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる

① 政策・方針決定の場への女性登用と参画の拡大

- ア 令和8年度(2026年)までに、町の審議会等の女性委員の比率30%以上をめざします。
- イ 審議会及び委員会の委員を選考するにあたっては、幅広く参画できるよう努めるとともに、自治会への女性参画や役場における女性職員の積極的な採用、更に管理職への登用を促進します。また、学校教育や家庭内において、女性が率先して方針決定の場へ参画するよう意識啓発に努めます。
- ウ 婦人会等の女性コミュニティに対し情報提供を行い、女性のエンパワメントの促進支援を行います。

② 職場における男女共同参画の推進

- ア 各事業所における女性の積極的な採用や、女性管理職登用の啓発に努めます。
子育てしやすい勤務環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの促進等の取組が推進されるよう、啓発に努めます。

(2) 地域活動における男女共同参画を促進する

① 地域活動への共同参画の推進

- ア 地域行事や清掃活動等に、男女がともに参加できるよう呼びかけます。
- イ ボランティアに関する情報提供や福祉体験活動等を紹介し、積極的な参加を呼びかけます。

② 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- ア 女性消防団員の確保や、女性防災リーダーの配置に努めます。
- イ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。



3 だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり

就業機会、労働、子育て、介護等さまざまな場面で、男女がともに活躍できるような環境の整備をすすめます。

(1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる

① 男女の平等な雇用機会と待遇の確保

- ア 労働基準法や男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等を普及し、雇用の場における男女の均等な機会が確保されるよう働きかけます。
- イ 事業所等へのパンフレット等による啓発を通して、職場での性別役割分担や慣行の見直しに努めます。
- ウ 女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業の紹介をするほか、優秀な取組みを行っている企業に対し表彰を行います。

② 働きたい女性のための就業援助の充実

- ア 育児・介護休業法についての周知を図り、男性に対しても育児・介護休業制度の活用促進を働きかけます。
- イ 男女が共に育児休業や介護休業などを取得しやすい環境整備に向けた支援を行います。
- ウ 就労、再就職、起業を希望する町民を対象として、講座開設・講座情報周知等、学習機会の提供をします。

③ 多様な就業形態への支援

ア 就労者及び雇用者に対し、労働者派遣法に関する情報提供を行います。

(2)仕事と生活の調和をめざす

① 仕事と育児・介護の両立に対する支援

ア 延長保育や一時的保育、預かり保育のほか、ファミリー・サポート・センターの活用等、多様な保育形態の充実に努めるとともに、就労等により保護者が昼間家にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの充実を図り、放課後の居場所づくりと学習支援の充実を図ります。

また、母子健診や子育て相談・講座に参加しやすいような体制の整備に努め、父親を対象に子育てへの関わり方の講座開催や情報提供をします。

イ 介護予防事業を充実させ利用の促進を図り、介護等の負担や不安を軽減するサービスを提供します。

また、ホームヘルパーの資格取得に対する助成制度の周知に努め、活用を促進します。また、有資格者の人材確保を行い、新規スタッフには研修に参加させ、サービスの提供体制の充実を図ります。

ウ 介護負担が家族に集中することなく、社会全体で支えあう意識の啓発を行います。

② 妊娠・出産・育児に対する支援

ア 妊婦の健康管理と出産・育児の知識向上を図るため、産婦人科医師、保健師、助産師、栄養士等による健康指導を行います。

イ 相談窓口のネットワーク化を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。

③ ひとり親家庭等への支援

ア ひとり親家庭等に対する各種制度のPRに努め、児童扶養手当や医療費の助成等により経済的な援助を行い、ひとり親家庭等に対する自立支援を図ります。

④ 男性の男女共同参画の促進

ア 男性自身の固定的性別役割分担意識の解消のための啓発をすすめます。

イ 男性が家事・育児・介護などの役割を担えるよう、知識・技能の習得機会の提供に努めます。

(3)生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる

① 生きがいと健康づくりの支援

ア 生涯学習の推進として、講座や教室を開催します。

イ 健康講座や講演会を開催し、健康づくり対策をすすめるとともに疾病予防と早期発見のため、健(検)診の受診率の向上、健康増進を図ります。また、更年期や思春期の悩み等各世代の個別の相談に指導や助言を行います。

ウ 生活安定のための福祉総合相談等を実施します。

エ 障がい者や高齢者の就労・再就職を支援します。また、各種福祉団体の活動や就労支援事業所の運営を支援し、障がい者の社会参画をすすめます。

(4)性差に関する差別のない社会をめざす

① 性的少数者(LGBT)への理解促進

ア ジェンダー、LGBT、パートナーシップ制度などを理解し、各種ハラスメント防止に関する啓発をすすめます



(5)男女間の暴力の根絶をめざす

① 男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進

ア セクハラは人権侵害であるといった社会的な認識や、防止関連情報などを提供するとともに、DVも人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知し、暴力防止のための広報啓発活動を行います。

イ 県健康福祉センター、児童相談所などと連携し、早期発見に努め、相談や保護体制の充実を図ります。

ウ 警察、県健康福祉センター、児童相談所、医療機関などと連携を図り、速やかに対処できる環境整備を図ります。